

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

桜が咲き始めたと思ったら名残り雪が降り、花冷えが続いていますが、来週あたりは桜も見頃を迎えそうです。

さて、前回から自動車の任意保険について検討していますが、今回は、その中で人身傷害補償保険について考えてみましょう。

平成22年3月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

知っておきたい！！ 任意保険の種類と内容② ＝人身傷害補償保険＝

(問1) 人身傷害補償保険は、誰に、どのようなことが生じた場合に保険金が支払われるのでしょうか。

(答え) 日本国内において、保険契約(約款)に規定された被保険者が、保険契約(約款)上の条件を満たす急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

まず、保険事故の対象について、「自動車の運行に起因する事故」があります。この自動車には、被保険自動車のみならず被保険自動車以外の自動車の運行に起因する事故も含まれます。つまり、被保険自動車や他の自動車に搭乗中の場合はもちろん、歩行中であっても保険事故の対象とされます。なお、人身傷害補償保険を組み込んだ保険商品のなかには、特約という形で自動車以外の運行中の交通乗用具(軌道上を走行する電車・モノレール等の陸上の乗用具、軌道を有しない自転車・トロリーバス・ベビーカー等の陸上の乗用具、飛行機等の空の乗用具、ヨット等の水上の乗用具、エレベーター・エスカレーター等のその他の乗用具)との関係での事故まで保険事故として拡大しているものもありますので、特約も含め、契約した人身傷害補償保険の保険事故の対象を確認することが必要です。

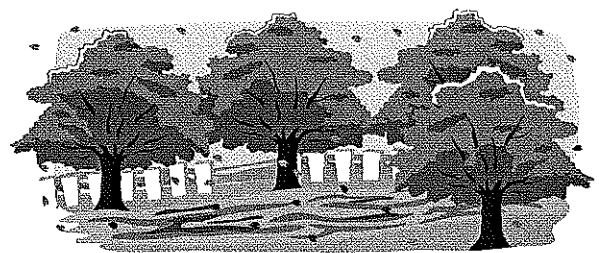
次に、被保険者の範囲ですが、人身傷害補償保険では、①保険証券記載の被保険者(記名被保険

者といいます)②記名被保険者の配偶者③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族等が被保険者としてされています。

人身傷害補償保険は、その内容は、各社ごとにまた保険商品ごとに微妙に変化してしますので、自分が契約している人身傷害補償保険の内容を十分に確認することが必要です。

(問2) 人身傷害補償保険で支払われる金額はどのようにして決まるのですか。

(答え) 人身傷害補償保険で支払われる保険金額は、保険約款で規定される算定基準によって算定される額と定められています。人身傷害補償保険は、「実損填補型傷害保険」と呼ばれ、支払額は一定金額ではなく、損害賠償金の算定のように被害の大きさに対応して支払額を算定する方式になっています。しかし、この算定基準の損害算定方式は、民事損害賠償訴訟の損害額の算定とよく似ていますが、必ずしも同じではなく、また慰謝料などの基準額は訴訟で認定される水準と比較すると明らかに低い水準になっています。そのため、通常の損害賠償実務の方式で損害賠償額を算定した場合より低めの金額となる傾向があります。



(右上へ)

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊦)